

ID: 1542

担当部署: 上下水道課

処分の概要	受益者負担金の徴収					
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条第1項					
法令番号	昭和43年法律第100号					
【基準】 法第75条第1項の規定による。 (受益者負担金) 第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。						
備考						
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日			